

駒ヶ根市電気料金高騰対策 事業者応援事業 Q & A

(令和7年10月1日現在)

質問		回答
1	対象となる中小事業者の定義は何か。	中小企業基本法第2条に規定する法人または個人事業主が対象になります。資本金の額、出資の総額、従業員数によって、業種別で区分されています。 詳しくは、中小企業庁HPをご確認ください。 https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html ※国・地方公共団体の出資法人、市の指定管理者等は、対象外になります。詳細はお問合せください。
2	創業1年未満または創業予定者は対象になるか。	対象外になります。 駒ヶ根市内において、申請時点で1年以上事業を営んでいる事業者が対象になります。
3	本社が市外にある法人の場合でも、対象者となることができるか。	事業所が市内であれば対象になります。 ただし、応援金の対象は市内事業所のみです。
4	市外に住んでいる個人事業主で、市内で事業を営んでいる場合は対象になるか。	対象外になります。 個人事業主は、課税の観点から、駒ヶ根市内に住民登録がある方が対象です。
5	市内に住んでいる個人事業主で、市外で事業を営んでいる場合は対象になるか。	対象外になります。 市内に事業所がある中小企業や個人事業主が対象になります。
6	法人全体では大企業になるが、市内で行っている事業規模は中小業者に該当する。対象になるか。	市内における事業規模が中小業者に該当しても、法人の規模が条件を満たしていない場合は対象外になります。
7	いわゆる「みなし大企業」は対象になるか。	対象外になります。
8	市内に事業所を有していることの証明として求められている確定申告等については、全てのページの提出が必要か。	確定申告書は、別表一及び法人事業概況説明書のみの提出で結構です（従業員数、資本金が確認できる部分）。 なお、市内に事業所を有していることの証明は1点のみで結構です（例示した書類すべての提出は不要です）。
9	市内で複数の店舗を営んでおり、1つの店舗では月電気使用量が1,500kWhに満たないが、合算すれば1,500kWh以上となる。この場合、対象になるか。	同一事業者であって、市内の複数の店舗（事業所等）の電気使用量を合算し、1,500kWh以上となれば対象になります。ただし、同一月（使用分）での合算のみ対象となります。異なる月を用いた合算は認められませんので、ご注意ください。 （例）事務所9月分、工場9月分の合算＝対象 事務所4月分、工場9月分の合算＝対象外

10	社員寮で、電気使用量の一部を会社が負担している。会社が負担している電気使用量を含めてよいか。	対象外になります。 社員寮の電気使用量は、特定の社員のために使用された電気使用量であり、会社の経費として計上していたとしても応援金の対象にはなりません。
11	会社（事業所・工場等）に社員食堂を設置しており、会社の経費として計上している。会社が負担している分の電気使用量を含めてよいか。	会社の経費として計上している場合、応援金の対象になります。
12	会社（事業所・工場等）の社員食堂を委託事業者が運営している。委託事業者の電気使用量を合算してよいか。	あくまで、申請事業者が経費として計上している電気使用量のみ対象となるため、応援金の対象にはなりません。
13	会社（事業所・工場等）の社員食堂を委託事業者が運営し、電気料を支払っている。委託事業者は駒ヶ根市以外に本社を置いているが、対象になるか。	委託事業者が中小事業者であれば、委託事業者ご自身で申請いただくことは可能です。
14	電気料金を支払った領収書等が必須か。	電気料金及び電気使用量が分かる公の書面であれば、領収書でなくとも構いません。
15	電気料金の請求書を紛失した。どのようにしたらよいか。	契約している電気事業者から電気使用実績書等の使用量が分かる照明をもらってください。 詳しくは、各電気事業者にお問合せください。
16	クレジット払いの領収書を、申請書類として用いることができるか。	領収書等に、請求月分の電気料金及び電気使用量が確認できる記載があり、申請者（会社または代表者）と一致していることが明確であれば、申請書類として用いることができます。
17	電気使用量の確認書類として、銀行口座からの引き落とし明細（通帳の写し等）を、申請書類として用いることはできるか。	電気使用量を確認できないため、申請書類として用いることはできません。
18	「検針結果のお知らせ方法のペーパーレス化」によって、検針票（紙）がない場合はどうしたらよいか。	電気事業者のHP（マイページ）等で、電気使用量の記載をご確認いただき、そのページを印刷して添付してください。月々の明細が示されたものが必要になります。
19	電気使用量の請求書等の名義と申請者（会社または代表者）が、異なる場合はどうしたらよいか。	請求書名義と申請者（会社または代表者）を紐付けできる書類（開業届、履歴事項全部証明書、個人番号カード、運転免許証等）を添付してください。
20	申請者の名義と別の名義の口座に、応援金を振り込むことはできるか。	できません。申請者と同じ名義の口座としてください。
21	店舗等で「従量電灯」と「低圧電力」の両方の契約をしているが、どのように申請したらよいか。	契約している両方の電気使用量を合算して申請してください。ただし、合算する場合、同一使用月での合算のみ対象となりますので、ご注意ください。
22	事業所と居住部分が同じであり、電気料金は一	応援金の対象は、事業所として要した分のみになります。

	括で請求されている。どのように申請すればよいか。	す。確定申告に事業費として計上しているものが対象となります。按分の方法は、確定申告と同様にしてください。
23	応援金の対象にならない電力供給会社はあるか。	応援金の対象にならない電力会社はありません。ただし、自家発電により使用している電力分は対象外になります。
24	電気料金の使用期間が月をまたいでいる場合や、請求書や明細書の表記が、実際の使用月とずれている場合に、電気使用量の「使用月」はどのように考えたらよいか。	今回の応援金の算定については、請求書記載の月（〇月使用分）ではなく、実際にその電気を使用した月で考えております。 また、使用期間が月をまたいでいる場合には、半分以上の日数が属する月を「使用月」としてください。 （例）使用期間：9/10～10/9の場合、使用月は「9月使用分」とする。
25	店舗を賃借して事業を行っているが、共益費の中に電気料金分も含まれている。貸主が共益費明細を作成すれば、電気使用量として対象となるか。	対象外になります。共益費等にかかる分は、明細書があったとしても、今回の対象とはなりません。
26	不動産業を営んでおり、共用部分の電気料金は自社が負担している。共用部分の電気使用量は、対象となるか。	共用部分の電気使用量は、対象になります。ただし、居住者から共益費等（共用部分の電気料金を含む）を受け取っている場合は、対象外になります。
27	本社が市内にあるが、市外にも事業所があり、電気料金を本社で一括支払っている。全ての支払い分を応援金の対象としてよいか。	市外の事業所分は対象外になります。今回の応援金は、市内にある本社・事業所の電気使用量のみが対象になります。
28	申請後に、申請時より多く電気使用量を使用した対象月があることが発覚したが再申請できるか。	申請は一回のみで、申請後に修正等の再申請はできません。
29	受け取った応援金は課税対象となるか。	原則、課税対象となります。詳細はお近くの税務署へお問い合わせください。